

○静岡大学大学教育センター規則

(平成 15 年 9 月 17 日規則)

改正 平成 16 年 3 月 17 日規則	平成 17 年 4 月 13 日規則
平成 17 年 10 月 1 日規則	平成 18 年 2 月 15 日規則
平成 19 年 1 月 17 日規則	平成 19 年 7 月 4 日規則
平成 20 年 4 月 1 日規則	平成 22 年 12 月 15 日規則
平成 23 年 6 月 16 日規則第 7 号	平成 24 年 6 月 20 日規則第 7 号
平成 27 年 3 月 18 日規則第 94 号	平成 28 年 3 月 15 日規則第 132 号

(設置)

第 1 条 静岡大学に、静岡大学大学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、教養教育と学部専門教育の有機的連携を図り、授業内容・方法及び教育組織に対する不断の点検・改善を行うこと並びに教養教育を効果的かつ円滑に実施することを目的とする。

2 センターは、前項に規定するもののほか、大学院教育におけるキャリアデザイン教育・FD 活動の調整・助言を行い、大学院教育の改善に協力する。

(部門及び業務)

第 3 条 センターに次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

(1) キャリアデザイン教育・FD 部門

- ア キャリアデザイン教育に関すること。
- イ キャリアデザイン教育の観点からのカリキュラムの企画・立案に関すること。
- ウ 教員の教授方法改善のための調査・研究に関すること。
- エ 教員の教授方法改善のための企画・実施・運営に関すること。
- オ 授業評価活動の企画・立案・実施に関すること。
- カ 大学院におけるキャリアデザイン教育・FD 活動の調整・助言に関すること。
- キ その他キャリアデザイン教育・FD 活動全般に関すること。

(2) 全学教育科目部門

- ア 授業計画の立案・実施に関すること。
- イ 全学教育科目の授業担当者の決定に関すること。
- ウ 全学教育科目の授業方法の改善及び学習支援に関すること。
- エ 全学教育科目の授業担当に関すること。
- オ その他全学教育科目に関すること。

2 前項に掲げる各部門の組織・運営については、次条第 1 項に定める静岡大学大学教育センター運営委員会が別に定める。

(運営委員会)

第4条 センターの業務計画及びその他センターの具体的運営に関する事項を審議するため、静岡大学大学教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（全学キャリアデザイン教育・FD委員会）

第5条 センターに、全学キャリアデザイン教育・FD委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の組織・運営については、運営委員会が別に定める。

（専門委員会）

第6条 センターに、次の各号に掲げる専門委員会を置く。

(1) 授業計画実施専門委員会

(2) 経費施設専門委員会

(3) 広報専門委員会

2 前項に掲げる各専門委員会の組織・運営については、運営委員会が別に定める。

（科目部）

第7条 全学教育科目部門に、次の各号に掲げる科目部を置く。

(1) 人文社会科目部

(2) 自然科学科目部

(3) 学際科目部

(4) 英語科目部

(5) 初修外国語科目部

(6) 健康体育科目部

(7) 情報科目部

(8) 教職資格科目部

(9) 学芸員資格科目部

(10) 理系基礎科目部

(11) 日本語・日本事情科目部

(12) ABP科目部

2 前項に掲げる各科目部の組織・運営については、運営委員会が別に定める。

（職員）

第8条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 部門長

(3) センターを主担当とする教員及び副担当とする教員

(4) その他の職員

（センター長）

第9条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 3 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(部門長)

第10条 部門長は、第3条各号に規定する各部門の業務を処理する。

- 2 部門長は、運営委員会の議を経てセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 各部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターを主担当又は副担当とする教員)

第11条 センターを主担当又は副担当とする教員は、部門に所属する。

- 2 センターを主担当又は副担当とする教員は、第3条第1項各号に定める業務に加えて、それに関連する教育及び研究を行う。
- 3 センターを主担当とする教員の選考及び職務に関する必要な事項は、全学教育基盤機構会議が別に定める。

(庶務)

第12条 センターの庶務は、学務部教務課が処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項各号に掲げる業務は、この規則の施行にかかわらず、平成16年3月31日までの間、静岡大学教養教育委員会、静岡大学大学教育研究開発委員会及び静岡大学全学教務委員会がそれぞれ所掌するところにより処理する。

附 則(平成16年3月17日規則)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月13日規則)

この規則は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月1日規則)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規則)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月17日規則)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 4 日規則)

この規則は、平成 19 年 7 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規則)

この規則は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日規則第 7 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 20 日規則第 7 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規則第 94 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 静岡大学大学教育センター会議規則（平成 16 年 3 月 17 日制定）は、廃止する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規則第 132 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。